

第 3 回

熊本県議会

# 文教治安常任委員会会議記録

平成23年10月 4 日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成23年10月4日（火曜日）

午前10時0分開議

午前11時53分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第2号 平成23年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 熊本県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 工事請負契約の締結について

議案第31号 訴えの提起について

議案第46号 専決処分の報告及び承認について

議案第47号 専決処分の報告及び承認について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第21号 財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

出席委員（8人）

委員長 重村 栄

副委員長 高木 健次

委員 小杉 直

委員 氷室 雄一郎

委員 松田 三郎

委員 森 浩二

委員 西 聖一

委員 淵上 陽一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山本 隆生

総括審議員兼教育次長 岩瀬 弘一

総括審議員兼教育次長 阿南 誠一郎

教育次長 松永 正男

教育政策課長 田中 信行

高校教育課長 瀬口 春一

義務教育課長 谷口 慶志郎

学校人事課長 柳田 誠喜

社会教育課長 石川 仙太郎

人権同和教育課長 川上 修治

文化課長 小田 信也

体育保健課長 城長 眞治

首席審議員兼施設課長 後藤 泰之

政策監兼

高校整備推進室長 山本 國雄

警察本部

本部長 中尾 克彦

警務部長 金高 弘典

生活安全部長 古川 隆幸

刑事部長 吉田 親一

交通部長 中野 洋信

警備部長 吉村 郁也

首席監察官 池部 正剛

参事官兼警務課長 吹原 直也

参事官兼会計課長 田上 隆章

理事官兼総務課長 赤 星 裕  
参事官兼  
生活安全企画課長 堀 江 伸  
組織犯罪対策課長 林 修 一  
参事官兼交通企画課長 木 庭 強  
理事官兼交通規制課長 高 野 利 文  
参事官兼警備第一課長 高 橋 功 作

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦  
政務調査課主幹 板 橋 徳 明

午前10時0分開議

○重村栄委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第3回文教治安常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について、県警本部、教育委員会の順で執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、説明等を行われる際は、着席のままで結構でございます。

それでは、中尾県警本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○中尾警察本部長 おはようございます。

委員会の開催に当たりまして、まずもって、おわびと御報告を申し上げます。

御承知のとおり、先月26日、本県警察官を窃盗容疑で逮捕いたしました。

犯罪を取り締まる立場にある警察官が、このような言語道断の犯罪を引き起こしましたことは、痛恨のきわみでありまして、この場をおかりして、委員の皆様を初め、被害者及び県民の皆様に心からおわびを申し上げます。

本件は、警察本部捜査第二課に勤務する39歳の巡查部長が、本年2月6日の日曜日の昼

間、通行中の女性から現金約7万円等が入ったバックをひったくり盗んだという事件で、現在も捜査中でございます。

今後、県警察といたしましては、捜査、調査を尽くして原因や問題点等を究明し、厳正な処分を行うとともに、職員に対する職務倫理教養や身上指導等をより一層強化させ、再発防止に努めてまいる所存でございます。

まことに申しわけございませんでした。

それでは、議案の説明に先立ちまして、最近の県警察の重点的取り組みの中から、2点御説明いたします。

第1点は、これまで当委員会で御説明しておりますように、昨年1月から本年12月までの2年間の総合治安対策として推進しております「安全・安心くまもと」実現計画2010に掲げた基本目標に関する現状を申し上げます。

これは、刑法犯認知件数を1万8,000件未満に定着させる「犯罪の抑止」、また、交通事故死者数を95人以下に、交通事故死傷者数を1万4,200人以下に、それぞれ定着させる「交通死傷事故の抑止」、さらには、検挙人員を増加させる「県民生活を脅かす犯罪の検挙」という3つの基本目標を掲げ、現在、その仕上げの時期として、組織の総力を挙げて取り組んでいるものでございます。

そして、数値については暫定値ですが、本年9月末現在の基本目標の達成状況について申し上げます。

まず、犯罪の抑止については、刑法犯認知件数が1万694件と、実現計画策定時の一昨年同期比で2,274件減少しております。

次に、交通死傷事故の抑止でございますが、死者数が53人、死傷者数が9,882人と、一昨年同期比で、死者数が7人、死傷者数が678人、それぞれ減少しております。

一方、犯罪の検挙人員についてでございますが、3,744人と一昨年同期比で218人減少し、数値的には厳しい現状でございますが、

内容的には熊本市内で発生した強盗殺人等事件や女兒殺人・死体遺棄事件など、全国的に耳目を集める重要凶悪事件を早期に検挙した上、7年前に宇土市内で発生した医院長夫人強盗殺人事件についても検挙し、一定の成果をおさめていると考えております。

このように、県下の治安情勢は、比較的良好に推移してきましたが、先月、暴力団対立抗争の可能性あるけん銃発砲殺人未遂事件が発生した上、例年、これから年末にかけては、強盗等の凶悪犯罪事件が発生する傾向にあり、また、日没時間が早まることで交通事故が発生しやすくなるなど、基本目標を達成する上での障害となる外的要因が多くなります。

県警察といたしましては、これらの障害に屈することなく、県民の皆様への公約ともいえるべき基本目標を達成するため、精いっぱい取り組んでまいりますので、委員長を初め委員の皆様には、引き続き警察活動への御理解と御支援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

第2点は、懸案となっております管轄区域の見直しについてでございます。

この件に関しましては、単に熊本市の管轄区域の変更のみならず、県全体を視野に入れた警察署の新設及び統合を含んだ大きな課題となっております。

そこで、県警察では、管轄区域の見直しに当たり、広く県民の意見を反映させるため、本年7月11日、有識者で構成する警察署の管轄区域等を考える懇話会を設置し、これまで4回議論をしていただいております。

現在は、いまだ懇話会の開催中であり、具体的な内容をお示しすることはできませんが、今後、懇話会から提出していただく意見書を踏まえ、具体的な管轄区域見直し計画を策定することとしております。

それでは、警察関係の議案について申し上げます。

今回提案しておりますのは、次の4件です。

第1号議案は、平成23年度熊本県一般会計補正予算についてですが、これは、平成25年度開催の「全国豊かな海づくり大会」警衛対策事業として、先催県視察等の旅費53万5,000円及び緊急雇用創出基金事業として、非常勤職員2人を雇用するための経費113万2,000円の合計166万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

第24号議案は、工事請負契約の締結についてですが、これは、8月4日に仮契約を行いました熊本東警察署等複合施設新築工事の本契約を締結するものです。

報告第4号は、専決処分の報告についてですが、これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した8件の公用車交通事故の和解について報告するものでございます。

報告第22号は、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出についてですが、これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同センターの平成22年度決算及び平成23年度事業計画に関する書類を提出するものです。

詳細については、担当課長の方から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○田上会計課長 会計課長でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づきまして御説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。

第1号議案平成23年度熊本県一般会計補正予算第4号の警察費についてでございます。

今回、警察本部費で166万7,000円の増額をお願いしております。

その内訳としましては、まず、「全国豊かな海づくり大会」警衛対策事業としまして53

万5,000円を計上しております。

これは、平成25年秋ごろに本県で開催予定の第33回全国豊かな海づくり大会に向け、警察庁との業務検討及び本年度開催県である鳥取県への視察のための経費となっております。

この全国豊かな海づくり大会にあつては、例年、天皇、皇后両陛下の御臨席が恒例化していることから、来熊される両陛下の御身の安全のため、関係各機関と連携しながら万全の準備を行う必要があります。

このため、警察では、本年夏の定期人事異動により、同大会に向けた警衛準備室を設置し、大会開催時の警衛体制の確立のため、諸業務を推進しているところであります。

次に、緊急雇用創出基金事業として113万2,000円を計上しております。

これは、雇用対策の一環としまして、緊急雇用創出基金を活用した事業であり、非常勤職員2名を雇用するための経費であります。

内訳は、拾得物の受理件数が多い警察署に施設占有者対応の専門職員を配置し、問い合わせ対応、説明指導等を実施する遺失物管理システム活用推進事業で1名、東日本大震災に伴う特別派遣に関し、派遣に関する装備品手配等の諸業務を担当する警備実施資料管理業務で1名を雇用することとしております。

以上のとおり、平成23年度9月補正の予算総額は166万7,000円となり、増額補正後の平成23年度警察費歳出予算総額は386億5,307万円となります。

続きまして、条例等議案について、お手元の資料に基づき御説明いたします。

3ページ目をお願いいたします。

第24号議案工事請負契約の締結についてでございます。

これは、8月4日に仮契約を行いました熊本東警察署等複合施設新築工事の本契約の締結について御審議をお願いするものであります。

本工事の入札は、資料の4ページにも説明しておりますとおり、施工体制確認型総合評価方式による一般競争入札で実施しましたが、4社の共同企業体の参加申し込みがあり、入札者から提案された技術提案内容、入札価格等を総合的に判断した結果、資料のとおり、光進・吉永・勝本建設工事共同企業体を落札者として決定したものであります。契約金額は16億6,950万円で、平成25年5月末の完成を目指しております。なお、東日本大震災による資材不足等はほぼ解消し、工事の施工に影響はないという話も聞いております。

今後、工事の施工管理等を徹底し、安全で円滑な工事の進捗を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、文教治安常任委員会各委員を初め、県議会の皆様には、熊本東警察署等複合施設建設の計画段階からいろいろと御指導、御協力をいただいたことに対しまして厚く御礼を申し上げ、私の説明を終わります。ありがとうございました。

以上、御審議をよろしくお願ひします。

○池部首席監察官 それでは、報告第4号議案専決処分について御報告いたします。

資料は、7ページから10ページになります。

この専決処分の報告は、県警の公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもの、計7件でございます。

それぞれの事故の概要は、9ページ以降に記載のとおりであります。その内訳は、人身交通事故が1件、軽傷の事故でございます。資料の番号2の事故になります。物損交通事故が7件となっております。なお、いずれの交通事故も任意保険で対応いたしました。

県警では、公用車による交通事故を1件でも少なくするため、本年1月に公用車交通事故防止総合プランを策定し、事故実態に即したさまざまな事故防止対策に取り組んでいるところではありますが、なお一層その取り組みを強化し、公用車の交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○林組織犯罪対策課長 それでは、私の方から、報告第22号公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する資料の提出について御説明をさせていただきます。

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターは、暴力のない明るい住みよい熊本県の実現に寄与することを目的に、熊本県、各市町村、民間団体等の出資により、平成3年に財団法人熊本県暴力追放協議会として設立をされまして、本年2月1日に公益財団法人に移行したものです。

このため、決算を2つの期間に分けて行っております関係で、若干資料の方が見にくくなっておりますが、通年ベースで御説明をさせていただいた方がわかりやすいと思いますので、まず、お手元の資料21ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、平成22年度の収支決算についてでございます。

右から2列目、備考欄の左横の平成22年度決算額、括弧をしまして通年と記載しております。これを使って御説明をいたします。

収入は、21ページのローマ数字のⅠの事業活動収支の部、算用数字の1、事業活動収入計にありますとおり3,470万7,486円、それと22ページのローマ数字Ⅱ、投資活動収支の部、算用数字1の投資活動収入計であらわしております6,000万円でありまして、収入合計は9,470万7,486円となります。

次に、支出でございますが、支出額は、22

ページのローマ数字Ⅰの事業活動収支の部、2の事業活動支出計3,299万1,863円、それと22ページのローマ数字Ⅱの投資活動収支の部、算用数字2の投資活動支出計6,011万7,376円でありまして、支出合計は9,310万9,239円となります。

この結果、当期の収支差額は、22ページの表の下から3段目に記載しておりますとおり、159万8,247円のプラスとなります。これに前期繰越収支差額、表下2段目に記載しております、これの239万9,316円を加えました399万7,563円が平成23年度への繰り越しとなります。

次に、46ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度の事業計画についてでございます。

前年に引き続き、暴力団を許さない県民意識の盛り上げ、暴力団員等による不当な行為からの被害防止の2つを基本に、具体的事業としまして、46ページから49ページに記載しておりますとおり、犯罪被害者救済事業、そして犯罪被害防止事業等を行ってまいります。

続きまして、平成23年度の第1次補正後の収支予算についてでございます。

資料の50ページをお開きいただきたいと思います。

まず、収入予算につきましては、ローマ数字のⅠの事業活動収支の部、算用数字1の事業活動収入計にあります3,413万2,000円、これと51ページのローマ数字のⅡ、投資活動収支の部、算用数字1の投資活動収入計にあります71万8,000円でありまして、収入合計は3,485万円となります。

次に、支出予算につきましては、昨年度とほぼ同様の規模で事業を行うこととしておりまして、50ページから51ページまでに記載しております事業等を行う予定でございます。

これに基づきまして、ローマ数字のⅠの事

業活動の収支の部、2の事業活動支出計3,786万7,000円、これとローマ数字Ⅱ投資活動収支の部、2の投資活動支出計48万円、そして、これにローマ数字Ⅳの予備費50万563円を加えた合計3,884万7,563円を支出予算として計上しております。

この結果、当期の収支差額はマイナス399万7,563円となりますが、先ほど申し上げました前期の繰越収支金、これを計上することで、次期の繰越収支差額はゼロ円となります。

以上、御説明申し上げましたけれども、暴走センターでは、昨今の厳しい社会情勢等を考慮し、より一層適正かつ効果的な事業の推進を図ることとしておりますので、今後とも委員の先生方の御理解とお力添えをお願い申し上げます。報告を終わらせていただきます。

以上です。

○重村栄委員長 ありがとうございます。  
県警本部は、以上で終わりです。

引き続き、教育委員会から説明をお願いします。

初めに、山本教育長。

○山本教育長 おはようございます。

議案の説明に先立ちまして、一言御礼申し上げます。

委員の皆様におかれましては、去る7月15日に甲佐高等学校、それから松橋西養護学校の高等部上益城分教室について御視察をいただきまして、大変ありがとうございました。また、その際、貴重な御助言、御指導いただきましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

分教室と設置校との間では、生徒同士の自然なあいさつが交わされたり、あるいは部活動を通じての交流等も始まったりするなど、既に共生の教育が芽生えているところでござ

います。

分教室の改修工事も夏休み中には無事完了いたしまして、9月1日から新しい教室で学習がスタートいたしております。県産材を利用しました立派な分教室が完成しましたことに重ねて感謝申し上げます。

それでは、今議会に提案されております教育委員会関係の議案等の概要について御説明申し上げます。

まず、第1号議案平成23年度熊本県一般会計補正予算外特別会計1議案と合わせまして、1,723万円余の増額補正をお願いしているところでございます。

東日本大震災による被災幼児の就園支援事業や被災児童生徒の就学援助事業を実施した市町村に対しまして、補助金を交付する事業を行うための経費等でございます。

次に、債務負担行為の設定について御説明いたします。

細川コレクション永青文庫推進事業の美術品、竹林七賢図びょうぶの修復経費に係る債務負担行為の設定をお願いいたしております。修復後は細川コレクション永青文庫展示室での展示を予定いたしております。

次に、条例議案といたしましては、第10号議案熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について外2議案でございます。

この条例は、水俣高等学校及び水俣工業高等学校を再編統合し、新設高校を設置するものでございます。

次に、第31号議案訴えの提起について、第46号及び第47号議案専決処分報告及び承認についてでございます。これらは、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係るものでございます。

このほか、報告第21号として、財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類を、報告第25号として、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書を提出いたしております。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

教育委員会全体の平成23年度9月補正予算案の総括表でございます。

補正を計上しました事業につきましては、教育政策課、高校教育課及び義務教育課に係る事業でございます。補正額は、一般会計と特別会計を合わせまして、最下段になりますけれども、1,723万9,000円の増額をお願いしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。

教育政策課に係る事業でございます。一般会計の事務局費16万2,000円の増額をお願いしております。

これは、資料右端の説明欄に記載してありますとおり、平成22年度に行いました文部科学省からの委託事業でございます。学校教員統計調査につきまして、事業費が確定いたしましたので、委託金の精算した残金を返納するものでございます。

続きまして、飛びますけれども、資料の28ページをお願いいたします。

報告第25号熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出についてを御説明いたします。

報告書は、別冊となっておりますけれども、本ページに概要をまとめておりますので、今回は、これに基づいて説明させていただきます。

28ページの上から3分の1のところにあります報告書の概要に記載しておりますように、この2行目に記載してありますとお

り、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会が、毎年、その権限に関する事務の執行状況等について点検、評価を行い、報告書を議会に提出し、その後、公表を行うものです。

この点検、評価は、平成21年3月に策定したくまもと「夢への架け橋」教育プランに沿って、22年度の教育委員会の取り組みや課題、今後の方向性を整理しております。

点検、評価に当たりましては、くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会を6月に開催し、この外部有識者からの意見もいただいております。

まず、1の教育委員会の活動状況についてでございます。

会議につきましては、定例会を12回、臨時会を3回開催し、その他、学校行事への参加や学校訪問、意見交換等、表のとおり実施しております。

次に、広報活動といたしましては、「教育くまもと」や「ぼとん・ぱす」等の教育広報誌を発行し、教育関係者、保護者等に教育情報を提供しております。

28ページの方の下になりますけれども、2のくまもと「夢への架け橋」教育プランに関連する教育施策の実施状況でございます。

I、基本目標の幼児期というところに書いてありますけれども、幼児期の教育施策につきましては、平成22年度「親の学び」プログラムによる家庭教育の支援や肥後っ子がやきプランの改定、幼稚園教員等の研修等に取り組みました。

方向性に整理しておりますけれども、今後は、「親の学び」プログラム等を活用した家庭の教育力のさらなる向上や子供の基本的生活習慣の定着に努めてまいります。

次の29ページをお願いいたします。

IIの青少年期の分野におきましては、小学校での基礎学力向上の実践研究、放課後子ども教室等での地域人材の活用や退職教員等に

よる学校支援、地域進学重点校10校の特色ある高校づくりや全公立中学校での職場体験などを実施してきました。

方向性に整理しておりますけれども、引き続き、確かな学力の向上や豊かな心をはぐくむ教育の推進や特別支援学校の環境整備、いじめの未然防止と解消、教員の資質向上等に取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、Ⅲの成年期以降につきましては、家庭教育講座や県民カレッジ等により、生涯学習の充実を図ってきました。今後も、家庭教育支援の担い手の育成に努めてまいります。

Ⅳの文化振興の面では、鞠智城跡の国営公園化や特別史跡指定の取り組みの推進、世界文化遺産登録の取り組み、永青文庫企画展等を実施いたしました。

今後は、鞠智城跡の歴史的・学術的価値のPRや永青文庫の魅力ある展示、文化遺産を活用した体験活動等の充実を図ってまいります。

Vのスポーツ振興におきましては、総合型地域スポーツクラブの支援、学校運動部活動の地域人材の活用、県民スポーツの日の実施等に取り組みました。

引き続き、総合型地域スポーツクラブの周知や地域スポーツ人材の活用を推進してまいります。

最後に、Ⅵの県立高校再編整備等基本計画の進捗状況につきましては、阿蘇中央高校、矢部高校、上天草高校の開校や八代工業高校定時制総合学科の開設、玉名高校附属中学校の設置等を行いました。

今後は、前期再編統合新設校の特色ある学校づくりや通学支援を行いますとともに、地元の理解と協力を得ながら、中期計画を推進しますとともに、後期計画の検討を進めてまいります。

以上が報告書の概要でございます。この熊本県教育委員会の点検及び評価につきまして

は、本議会で報告しました後、この報告書を広報誌やホームページ等に掲載いたします。

今後とも、教育委員会の取り組み状況について、県民の皆様に広く知っていただきますように努めてまいります。

教育政策課分につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございます。

資料2ページをごらんください。

まず、一般会計の教育指導費につきましては、説明欄にございます高校生等修学等支援基金積立金として、463万8,000円の増額でございます。

この事業は、東日本大震災による被害を受け、経済的理由により就園、就学が困難となった幼児、児童または生徒の教育機会を確保することを目的として、国から交付されます被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を既存の高校生修学支援基金へ積み増しし、必要な就学支援事業を行うものでございます。

なお、この交付金は、後ほど義務教育課から御説明いたします東日本大震災被災幼児・児童・生徒修学等支援事業の財源として活用されることとなります。

また、この積み立てに関しまして、高校生修学支援基金条例の一部改正等を今議会に提出しておりますが、これについては、後ほど条例改正のところで説明いたします。

次に、3ページの方をごらんください。

熊本県育英資金等貸与特別会計の育英資金等貸付金でございますが、説明欄にございます国庫支出金返納金として780万1,000円の増額でございます。

この事業は、平成14年度から16年度までに国により実施されました高等学校奨学事業補助によりまして奨学金の貸与を受けた者から、平成22年度に返還された金額のうち、そ

の2分の1を国へ返納するものでございます。

育英資金の未収金対策としましては、昨年度初めて民事訴訟法によります支払督促申立を行うなど、回収率の改善に努めておりますけれども、そうした取り組みの結果、未収金の回収率が、例年16%から17%程度でございましたが、昨年度は55%となりまして、約9,000万円の未収金のうち約5,000万円を回収するなどの成果が上がっております。

このため、平成22年度における貸与者からの返還実績額が、当初予定しておりました金額を上回る結果となりまして、今回の補正により増額をお願いするものでございます。

次、6ページをお開きください。

議案第10号熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、1の制定改廃の必要性でございますが、県立高等学校再編整備等基本計画の実施に伴い、関係規定を整備する必要があるためでございます。

次に、2の内容でございますが、熊本県立水俣高等学校及び熊本県立水俣工業高等学校を廃止し、熊本県立水俣高等学校を新設するものでございます。また、条例の施行日は公布の日でございます。なお、現在の熊本県立水俣高等学校及び熊本県立水俣工業高等学校は、平成26年3月31日までの間存続するものとしております。

次に、8ページをお願いいたします。

議案第11号熊本県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、1、制定改廃の必要性にありますように、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を高校生修学支援基金の財源として活用できるようになりましたことに伴いまして、当該基金を活用する事業を追加するため、関係規定を整備する必要があるものでござい

ます。

具体的には、2、内容の(1)のとおり、条例の名称を変更いたしまして、(2)のとおり、基金の設置目的のところに東日本大震災により被災した幼児、児童及び生徒の教育機会の確保を追加するものでございます。なお、条例の施行日は公布の日でございます。

次、14ページをお願いいたします。

第31号議案として、訴えの提起について議案を提出しております。

これは、1、訴えの理由にありますように、11人の債務者が、退学等によりまして育英資金の受給資格を喪失した後も貸付金を不当に受けているため、その返還を求め、訴えを提起するものでございます。11人の債務者は、15ページに記載のとおりでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

第46号議案、第47号議案として、専決処分の報告及び承認を求める議案を提出しております。

第46号議案と第47号議案の専決処分は、いずれも熊本県育英資金の返還金について未収金対策として行いました支払い督促申し立てに関するもので、19ページに記載しております5人と23ページから24ページに記載しております10人の計15人の債務者に対して行った訴えの提起に係る専決処分について、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

18ページ及び22ページの2、専決処分の理由にありますように、県が行いました支払い督促に対し債務者から異議が出され、民事訴訟法の規定によりまして、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したため、議会で御審議いただく時間がないことから知事の専決処分としたものでございます。

高校教育課分は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

資料の3ページをお願いいたします。3ページの下段でございます。

一般会計の教育指導費でございますが、東日本大震災被災幼児・児童・生徒修学等支援事業として、463万8,000円の増額をお願いしております。

資料右端の説明欄をごらんください。

東日本大震災により被災した幼児、児童、生徒が県内の市町村にも避難していますが、この事業は、そうした幼児、児童、生徒が経済的理由により修学等困難となることのないよう、教育機会を確保するために、被災した幼児、児童、生徒に修学等支援事業を行う市町村に対し、補助金を交付するものでございます。補助率は、10分の10で、財源につきましては、先ほど高校教育課から説明がございました国からの交付金が充てられます。

義務教育課については、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小田文化課長 文化課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定ですが、永青文庫推進事業につきまして、美術品の修復委託業務に関する経費1,200万円をお願いしております。

美術品の修復につきましては、永青文庫常設展示振興基金を活用いたしまして、年次計画をもとに修復事業を進めておりますが、今回は、六曲一雙びょうぶ、竹林七賢図の修復を行います。契約締結から修復完了までにおよそ1年半を要しますことから、このたび9月補正で計上いたしました。修復完了後は、細川コレクション永青文庫展示室で展示を行う予定です。

文化課については、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。本課の議案につきまして御説明いたします。

資料の10ページ上段をごらんいただきたいと思います。

議案第12号スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、スポーツ振興法を全部改正するスポーツ基本法が制定されたことに伴い、熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正するものでございます。

改正案の内容ですが、まず、審議会の名称を熊本県スポーツ振興審議会から熊本県スポーツ推進審議会へと改めております。

次に、スポーツ基本法において審議会設置が必置義務でなくなったことから、本条例では設置規定とし、審議会の設置の根拠として明確に規定いたしました。

また、スポーツ推進審議会が、どのような審議会であるかを把握できるように、第2条に所掌事務を規定しています。

資料11ページの新旧対照表をごらんください。

さらに、審議会委員の任命等については、都道府県で定めることができるようになったことから、これまでの委員の定数のみ定めていた規定を組織に関する規定とし、委員20人以内で組織し、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命するとしております。

最後に、施行期日につきましては、公布の日と同日としております。

次に、資料26ページにあります報告第21号の財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手元の別冊資料、財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類で、

平成22年度決算及び平成23年度事業計画につきまして御説明をいたします。

1ページから13ページまでは、一般会計で実施した自主事業、医療連携事業や特定保健指導事業、総合型地域スポーツクラブ支援事業など、22年度の実績でございます。

続きまして、14ページから19ページまでは、特別会計事業であります県立体育施設の指定管理に係る運営状況を掲載しております。

14ページをごらんください。

県民総合運動公園のほか、2施設の平成22年度の利用実績でございます。

全体の利用者総数は、約103万人余り、使用料等収入は1億6,544万1,000円余りで、利用者総数が前年度より約2.7%の減、使用料等収入が約3.6%の減となりました。

これは主に運動公園陸上競技場の芝生張りかえ工事、パークドームグラウンドの人工芝張りかえ工事などの大規模改修が行われたため、その間の供用日が減少したことが影響したものと思われまます。

20ページから33ページにかけましては、平成22年度の決算関係の財務諸表を掲載しております。

平成23年度の事業計画を34ページから38ページにかけて掲載しております。

事業団は、平成23年度から美津濃株式会社とグループを構成し、これまでの3施設に加え、新たに県総合射撃場の指定管理者となっております。それに伴いまして、事業計画の方も、美津濃株式会社との密接な連携体制のもと、より質の高いサービスの提供と効果的な体育施設管理を図りながら利用者の拡大に努めるとともに、県全域のスポーツ振興に寄与していくものとなっております。

最後に、平成23年度収支予算書を39ページから40ページに掲載しております。

体育保健課分につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく願ひいたし

ます。

○重村栄委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○小杉直委員 警察本部に2件、教育委員会には、その他で2件でございます。

警察本部には、最初本部長の説明要旨の中にありましたけれども、植木町の9月におけるけん銃発砲殺人未遂事件ですたいね。これについては、県民の皆さんは暴力団の対立抗争のおそれがあるということで心配する声が多いわけですが、そういうことに対する県警の取り組みは、どういうふうにされておりますかね。

○吉田刑事部長 今、委員から、先般9月19日に発生しました植木町の発砲事件の案件について御質問がございましたけれども、御承知のとおり、平成18年以降、九州、特に福岡、佐賀、熊本を含めてですけれども、暴力団の道仁会と九州誠道会による対立抗争事件というのが頻発しております。それ以降も30数件発生しておりますして、熊本県内でも平成18年と19年に3件発生をいたしました、殺人未遂事件ですけれども。

これについては、いずれも検挙しておりますけれども、先般の事件につきましても、その数日前に佐賀県下、あるいは、その前に福岡県下で、いずれも道仁会の組員がやられる、あるいは、その後九州誠道会の組員が発砲を受けるということで、そういう繰り返しといえるような事案が発生しております。

その中から見ますと、やはり今回の事件も被害は道仁会の組員でございますので、そういう誠道会との絡みの中の抗争事件の可能性が強いんじゃないかということで、現場の中心となる捜査、一般的な捜査はもちろんですけれども、この両暴力団に対するいろいろな

情報収集、そしてあわせて、この関連でありますならば、福岡県警、そして佐賀県警等との連携を強化しながら、それも十分視野に入れて、抗争事件も視野に入れました捜査をしております。当然のことながら、早期検挙ということで努めておるわけでございます。

そのような中、先般9月30日には、福岡市内で、九州誠道会の幹部が、やはりけん銃発砲で被害を受けたということで、そういう流れの中で考えますと、やはりこれも含めた形の中で捜査をやっておるという状況でございますので、いずれにしましても、県民の皆様のごういふ事案に対する不安感を解消するためには、早期検挙ということで今一生懸命取り組んでおるところでございます。

○小杉直委員 大体様子がわかりましたが、お話があったように、熊本県内における対立抗争事件は、ほとんど過去の方はもう解決、検挙されとるですたいね。ところが、福岡、佐賀方面は、なかなか解決できずに、継続してまた対立抗争事件が発生しておるということで、おっしゃったように、一連の流れで熊本県にも再びまた対立抗争事件の発生があるんじゃないだろうかという心配する声が多うございますので、引き続きひとつ今おっしゃったような強固な取り組みをお願いしておきます。

それに関連してですな、さっき説明のあった暴追協のこの書類を見ながら思ったわけですが、暴力追放協議会というものが、やっぱり県民とか企業との基礎的な協力関係、連携をする団体だろうと思うですたいね。ややもすると、この暴力追放協議会はちょっと隠れたところがございますので、県警も、また知事部局とも話し合って、引き続き暴力追放協議会の推進強化、それについては取り組んでいただきたいということと、もう1点、去年の12月、私が議長時代でございましたけれ

ども、初めて暴力団排除条例というものをつくらせていただいたというか、議会で審議、議決したわけですが、その初適用を、先般北署だったですか、されておりますので、大いに条例を含めた法令を駆使されて、暴力団に関しては小さい事案でも摘発していただいて、早目早目に芽を摘んでいただくというようなこともお願いしておきます。

もう1点、会計課長、参事官がおっしゃった、1ページ、補正額の166万余ですか、この中に東日本の現場派遣の予算を含んでおるといふうに説明がありましたが、どの程度の中身でしょうかね。東日本に関しては——人件費ですか。

○田上会計課長 これにつきましては、派遣の部分ではございませんで、派遣に伴う、例えばいろいろな手配関係、交通費の手配関係とか、あるいは人員の管理とか、そういった業務を行うための人員の人件費でございます。

○小杉直委員 わかりました。

それに関連して、7月4日から6日、6月議会が終わった直後でしたけれども、高木副委員長も同行願いましたが、議員有志で被災現場の視察に行ってきましたですたいね。そのときに、石巻市の河北警察署に県警からも応援派遣されておりましたので、激励したわけですが、テレビに当時ちよくちよく載っておった婦人警察官3名を含めた生活支援隊の5名と第二機動隊の小隊長あたりを激励したわけですが、実は、きのう災害特別委員会がありまして、警察の特別派遣が延べ753名というふうな報告があったわけですよ。現在は、県警としては、東北方面に対する派遣状況はどうなっていますかね。

○吉村警備部長 東北に対します特別派遣は、3月15日を皮切りに、これまでに延べ34

部隊、それから人員にしまして753人を派遣しております。

きょう現在、現時点の瞬間風速的には、連合県機といまして、30名を福島県に派遣しております。それから、管区機動隊というのが熊本県にもありますけれども、この部隊は、現在、管区警察学校で管区機動隊としての合同訓練をやるために今入校訓練中でございます。

そういったことで、現地の被災地に30名と、それから管区学校での訓練のために69名、合わせて99名が熊本県を離れているという状況ですけれども、これまでに一番出動回数が多いのは管区機動隊でございますが、6回現地に派遣をしております。これは、全国で警察庁が調整をしまして、九州部隊、中国部隊というような形でローテーションで現地に入れております。だから、多いときは100名を超える部隊が現地に入っていたときもございます。

そういったことで、一律的にずっとではありませんけれども、そういった多いときは100名前後、少ないときで30名、瞬間的にゼロというときもございましたけれども、そういった形で派遣が継続しております。

また、今後も、まだまだ捜索活動でありますとか、現地での治安パトロール活動、こういったことのために――岩手、それから宮城、福島県警、それぞれに大変なダメージを受けておまして、十分主体的にこの3県が治安維持できる状況ではございませんので、まだまだ今後ともこういった特別派遣は続くものと見ております。

○小杉直委員 本部長の説明の中に、組織の総力を挙げて、そして基本目標の達成に努力しておるということで、交通死傷事故の抑止も減少、それからいろいろな犯罪の方面も一定の成果をおさめておるというような話でしたが、御案内のとおり、九州で一番の高負担

率、全国でも11位前後の高負担率の熊本県警において、今おっしゃったように多いときで100名ぐらいの派遣というなら、かなり痛手といたしますか、手薄になる面があると思いますが、これはもう東北の震災で全国民が応援せないかぬわけですから、それはそれでしっかり頑張っていたいただきたいと思うわけですが一実は、7月10日の全国紙で、全国世論調査というのを実施しとつとですよ。その中で、大地震に対する不安は依然として78%、活動の評価が、自衛隊に対して82%、警察に対しては40%、ちなみに、政府に対しては6%、国会に対しては3%というふうになっておりますが、これは実動部隊の皆さんが、目につく部隊によって、これはまあいろいろ評価の分かれるところだと思いますけれども、警備部長にお尋ねしたいのは、結局自衛隊あるいは消防、海上保安庁等々の実働機関との連携に対しては、どういうふうに取り組み、あるいは考えておられるか、その方針をちょっと簡潔にお話を……。

○吉村警備部長 全国レベルで中央防災会議、こういったところで、今回の東日本大震災の初動、その後の対応について、るる検討、分析がなされております。その結果については、随時フィードバックをされておるところでございますが、これまでに警察の派遣、自衛隊の派遣、今お話があったように海上保安庁等、実際にその現場でどうであったのかということ、それぞれ報告を受けながら分析、検討をしております。

今回のケースは、それこそ何度となく言われましたけれども、想定外という言葉がはやりましたけれども、やはりそれぞれにマニュアルをつくっておりました。ただ、それぞれ――私も現地に行って現場の責任者等に話を聞きますと、マニュアルだけでやはり踏み込みが足りないところもあったというような話も聞きましたし、それぞれの行政と防災関係

機関との連絡調整がうまくいかなかった部分もあったというようなことも聞いております。

そういったことを踏まえまして、今県におきまして県の地域防災計画検討委員会が開催されておりますので、そういった席を通じて、それぞれの機関の反省、教訓等の意見を提言しまして、熊本県におきましても、県とそれから自治体と防災関係機関が一体となった実動的な訓練、こういったものを総合訓練をそれぞれに県もやっておりますし、市もやっておりますけれども、さらにそういった細分化した個別具体的な訓練の必要性があるのではないかとということで提言を申し上げて、今、その実施に向けて連絡調整をしております。

それから、特に防災関係機関のヘリの情報の共有等、こういったものが非常にやはり今回も重要な意味をなしておりますので、こういったところも合同訓練ができないのかというようなことで、個々具体的な検討を今進めている段階でございます。

○小杉直委員 はい、わかりました。

そういう実働機関との訓練あるいは今後の取り組みについてわかりましたが、特に熊本県には、西部方面隊が所在しますし、8師団を中心に大体5,000数百名の自衛官がおるといふうに聞いておりますので、特に自衛隊との今後の連携強化をよろしく願いしときます。

あと、参考までですが、9月28日、先週の木曜ですか、岩手県知事を2期か3期されて、元総務大臣の増田さんが熊本にお見えになってお話がありましたが、そのときに、熊本県警のパトカーが被災現場に行って、そして騒音とほこりの中でマスクをはめて信号がつかない場所でいろいろなパトロールとか交通整理をしていただいたということで、非常に感謝しておりますというようなことを1,00

0人ぐらいの聴衆の前でおっしゃっておられましたので、参考までにお知らせします。

以上です。

○吉村警備部長 1つだけ付言させていただきます。

先ほどの自衛隊に対する評価であります、県警に対するものとかありましたけれども、県警の特別派遣の状況につきまして、今県の新庁舎の1階ロビーで2回目のパネル展示をしております。現地での活動状況につきまして、先ほどお話のありました生活部隊でありますとか、それぞれの部隊活動の現状を示すパネル展示をしておりますので、どうか一度ごらんいただきたいと思います。

○小杉直委員 わかりました。

○重村栄委員長 ほかがございませんか。

○松田三郎委員 先ほど緊急雇用創出基金事業の話が出ましたが、この基金を含めて総括的な質問ですが、教育委員会にも警察本部にもわかる範囲で結構でございますが、今回の議会でもいろいろ質問等に出ておりますが、いわゆる基金事業が23年度で切れる基金が多い。それぞれ部局を横断しておりますので、なかなか単独のというのは余りないのかもしれませんが、原則的に23年度で終わる基金をそれぞれお持ちであるならば、現在のその執行状況並びに年度内に執行できそうな割合といたしますか、裏を返すと、どれぐらい残りそうだというのが、もしそれぞれの基金を抱えてらっしゃって、数字があるならば教えていただきたいと思います。それぞれに警察本部とか、あるのですか。

○田上会計課長 県警の分としまして、平成23年度の当初で認められております緊急雇用基金を活用した事業は70事業ございます。

その内訳をいいますと、セーフティーパトロール活動委託事業とか、あるいは女性も安心して歩ける繁華街づくり事業、初動捜査サポート事業、安全・あんしんサポート事業、放置違反金に係る未収金督促等推進事業、それから警察給貸与品管理事業、それから最後に遺失物管理システム活用促進事業というのがございますが、これはいずれも今年度いっぱいまで全部終わるという形になっております。

ただ、先ほど1件、きょう御審議いただいております遺失物ですね。これにつきましては、今年度でまだ余裕があるということで、やる事業があればということで、5警察署で今年度実施していたんですけれども、それにプラス御船警察署の分を12月分から4カ月分加えていただくということで、きょう御審議をお願いしている状況でございます。

それから、来年度につきましては、まだ当初予算の方の関係で県の方と今後も折衝という形になるかと思っております。

以上でございます。

○田中教育政策課長 教育委員会関係で、平成23年度の緊急雇用の基金事業といたしましては、全部で19の事業、額にして3億900万円ほどの事業をやっております。

この中で、緊急事業、それとあと重点事業という分野がございますけれども、重点事業につきましては、今の国の動きでございますと、24年度までできるというお話をいただいておりますので、それらについては24年度も継続した要求をやっていきたいというのがございます。

1件緊急事業でやっておりますものにつきましても、今回重点事業への要望という形で財政課への要求をやりながら進めていきたいというところで進めているところでございます。総括的には、そのような状況でございます。

○松田三郎委員 教育委員会は、ほかになかったですかね。基金はなかったかな。

○重村栄委員長 個別にないですか。

○松田三郎委員 創出だけ……。

○田中教育政策課長 今のが教育政策課で、ですから全部で19事業ございまして、これにつきましては、教育政策課ですとか、高校教育課とか、すべての……。

○松田三郎委員 事業というよりも、基金の中から幾つか事業するとしようけれども、基金のは教育委員会はなかったかな。

○重村栄委員長 経済対策で造成した基金の使用残、あるいは未執行分、そういった意味の質問ですが、教育委員会はなかったですか。

○田中教育政策課長 経済対策としては、特にはございません。

○松田三郎委員 よかです。

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございますが、高校生等の修学等支援基金条例の今改正のお願いをしましたがけれども、この高校生修学等支援基金も、この緊急雇用——経済的な理由による修学の困難ということで基金を活用させていただいております。

○松永教育次長 先ほど松田委員からの御質問の場合は、緊急雇用の基金の場合には、教育委員会各課それぞれで19事業、これは全部県で1本の基金で管理されております。先ほど高校教育課から説明しましたのは、別枠で奨学金の原資として充てる分の事業で、また

奨学金の返還の雇用事業でも、それはまた別途緊急雇用の中でもたしか何人か雇用できておまして、そちらはそちらということいろいろ何本立てかにはなっておりますが、基本的には、財政課の方、県の方で一括して基金自体は管理されております。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○氷室雄一郎委員 警察関係と教育関係で何点かお尋ねしますけれども、今本部長の方から、実現計画2010でいろんな取り組みを行われまして、しっかりかなり成果も上がっているということでございますけれども、県民が受ける感じ、体感治安の問題がありまして、かなり警察関係で頑張っておられるんですけども、さまざまな凶悪な犯罪が熊本県で発生しまして、県民が受ける、実際そういう犯罪に対する不安感みたいなものはかなり高まっていると思うんですね。何かアンケートかなんかされておると思うんですけども、その中間報告等でもお示し願えればということが1点です。

それと、2点目は、警察がやっておられる施策がかなり効果を上げているんですけども、それが県民の間になかなか伝わっていかないと。実際県民の皆さんの中には、犯罪に対する不安感みたいなものが非常に高い面もございますので、その辺をどう埋めるかということも一つの課題ではないかと思っております。

今頑張っているものをしっかり伝えていただきまして、県民の皆さんに安心感を与えるということも重要ではないかと思うんですけども、その辺の前年度のデータはかなり乖離があったと思うんですけども、今とっておられるものがございましたらばお示し願って、それをどう埋めていくかということが課題だと。それに対して、どう考

えておられるか。警察関係が1点で、あと教育関係……。

○金高警務部長 今委員の質問の件で、まず1点目のアンケートの関係でございます。

実は平成19年、21年と、民間業者に委託をしまして、アンケートをしております。既に県警のホームページも紹介をしておりますが、かいつまんで申し上げますと、19年、21年の経過によりまして、治安はよくなったというアンケートが総じて得られております。

今回、この同じような質問を、平成23年の9月に、やはり民間業者に委託をして、今アンケートを実施したばかりでございまして、そのアンケート結果は、間もなく集約、公表する予定でございます。まずは、ホームページ等でお知らせしたいと思っております。

どうしても、このアンケートというものは、直近の大きな事件などによりかなり左右されるものもあるかと思えます。いい結果が出るかどうか、我々も注目しているところで、今しばらくお待ち願いたいと思えます。それがまず委員の質問の1点目でございます。

○吉田刑事部長 今、体感治安の関係のなかなか県民に浸透の部分でちょっと疑問の部分もあるんじゃないかというような御指摘でございますけれども、刑事部長の立場、生安部長もおりますので、両方もありますけれども、犯罪の発生という面からしますと、ここ数年、かなり右肩下がりで減ってきております。そのような中で、数字的な面の問題からしますと、かなり犯罪は減ってきているのは間違いない。

ただ、犯罪の、ことしもそうでございますけれども、年当初から非常に耳目を集めるような悲惨な事件等が多発をしまして、先ほど小杉委員からも質問がありました暴力団の発砲事件もございました。あるいは、子供、

女性が被害者となるような事件も、散発というか、しております。

そのような中で、やはり県民の皆さんの体感治安というのは、数字的なもの以上に、やっぱり個別的な事案というのが、どうしても頭の中に残っておられる。直接的な自分の身近なところでそういう事案が発生したということ考えておられるんだろうと思います。

そういう意味からすると、やはり体感治安という面では、まだまだ我々は県民の皆さんに十分なお答えを出していないということで、さらに一層犯罪の検挙面、それと抑止面は、生安部長もいらっしゃいますけれども、そういう面で、犯罪の抑止と検挙、それぞれから、さらに一層引き締めて頑張っていきたいというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 非常に頑張っておられますので、その辺もしっかり県民の皆さんに御理解いただかないかぬのじゃないかと思っております。今後とも、アンケート調査がまた出るかと思えますけれども、その辺をしっかり御努力をしていただきまして、埋めていただくような御尽力をいただきたいと思っております。

次に、教育委員会関係ですけれども、3ページでございますけれども、この補正予算が463万8,000円ということで組まれています。これは震災関係ですけれども、現在一番新しい数字といいますか、3ページには、幼児、児童、生徒と3つに分けてございますけれども、この辺の数字は大体わかるんですか。

○田中教育政策課長 今回の御質問、県内に被災の児童生徒ということでよろしゅうございますか。という観点でございますと、9月1日現在で、私立も合わせて76名の小中高生、それとあと幼稚園関係で30名ほど熊本の方に被災児童として来ていらっしゃるという統計でございます。

○氷室雄一郎委員 もう1点だけ。

あと、この育英資金の件でございますけれども、14ページでございますけれども、途中で退学をした生徒さんが、学校をやめたわけでございますけれども、その後、それがそのまま支給され続けておるわけですが、その手続上の問題ですけれども、これは何か簡略化みたいなものはできないんですか。これが1点です。

それと、2点目は、これまでいろんな取り組みをなさっておったわけですが、このままの状態だと、またこれは続く可能性がございますして、非常に煩雑になりますので、その辺の事務手続上の問題が簡単にできますれば、もう少し——これはもうできないならば、これがまた継続して、また来年も続くということが予想されますので、何かいい方法があるのかなと思えますけれども、何かございませんですか、その辺。

○瀬口高校教育課長 奨学金の貸付事務作業につきましては、このようなことがないように、定期的に生徒の在籍調査というのをしております。この在籍調査をする際に、単なる在籍の有無だけではなくて、その子の出席状況とかいろいろな不登校の状況等も一緒に調査するようにしておりますけれども、その機会をとらえて、退学に至る可能性があるとか次の退学予定日とかというようなことがわかれば、速やかに学校の方から本課の方に連絡をしていただくように切にお願いをしております。

○氷室雄一郎委員 何か改善をしていただかなければ、また同じようなケースが見られますので、その辺何か工夫をしていただくところがありますればしっかりやって、こういうことなるべくない方が一番いいわけですが、どうしてもさまざまな事情がありま

すので、難しいかと思えますけれども、この辺は取り組んでいただければと思っております。よろしくをお願いします。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○高木健次副委員長 先ほどの小杉委員の質問に関連するんですけれども、暴力団の抗争事件ですね。私の方も6月定例会で本部長に質問させていただきましたけれども、佐賀、福岡県で道仁会、誠道会の抗争事件が熊本にも波及しないかということで、その対策はということで質問したんですけれども、案の定、その2カ月から3カ月後に、植木町でしたかね、そのけん銃発砲事件という悲惨な痛ましい事件が発生しましたけれども、痛ましいといっても、暴力団の身勝手なそういう事件が発生しましたけれども。

きのう、たまたま久しぶりに私もちょっと市内の方のお店に出て、久しぶりでしたけれども、出たんですけれども、ドアに、7月1日から制度化した標章制度、あのゆっぴー君の暴力団追放、何軒か回るうちに張ってあるところと張ってないところがあったんですね。あれは非常にやっぱり目立つし、見ながら、ああ、いいなど。暴力団を追放しようという県民挙げてのその制度は非常にいいなと思えますけれども、当時7月1日、制度が発足するに当たって2,000カ所とか3,000カ所とかという戸数、数字が出ておりましたけれども、その後、この設置箇所あたりがふえてきているのか、それで終わったのか。そしてまた利用客とか店主、オーナーですかね、含めて、標章制度に対する感想とか意見、そういうのが何かあるようでしたら、ちょっとお聞かせください。

○重村栄委員長 どなたか……。

○吉田刑事部長 今委員御指摘のとおり、この標章制度——先般、暴排条例につきましては、全国で東京都と沖縄も含めまして、大体10月1日で全国すべて出そろったといえますか、なったわけでございます。

今御指摘のように、7月1日で、熊本標章制度、これは全国初の取り組みでございます、委員から御指摘のありましたように、標章制度……（「1,519軒」と呼ぶ者あり）現在、1,500数十店舗が貼付しておりますけれども、これは御承知のとおり繁華街対策ということで、一定の地域の部分、特別強化地域ということで設けた部分でございます。

その中では、当然全体の数というのは限りがございますので、現在、これはあのエリアだけからしますと2,000店ちょっとだったので、すべてが2,000店ちょっとでございますので、その中の1,500数十店ということでございます。

これは、当然のことながら100%貼付できるように事業者の方々にも御協力をお願いしながら、この目的というのは、あくまでも暴力団排除ということでございますので、これとあわせて、県民の皆さんの暴力団排除に対する機運の向上と同時に、犯罪を起こさせないということで取り組んでまいりたいと思っております。

○高木健次副委員長 この制度は、言われたとおり日本で初めてということで、非常に全国からも注目されているのではないかなと思えますので、引き続きこの辺はしっかりとやっていただきたいと。

それと、さっきの植木の発砲事件ですけれども、やっぱりこういうことが熊本県で二度と起こらないように、あそこのアパートで発砲事件ということですから、非常に地域住民の命と関連しているわけですね。ですから、非常にその辺の対策といえますか、暴力団がどこどこに住んでいるとか、ある程度の把握

とか、そういうことは掌握されていると思うんですよね。その辺を含めて、しっかりとそういうことがまた起こらないように対策を講じていただきたいというふうに思います。

以上です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、これにて質疑を終了したいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第10号から第12号まで、第24号、第31号、第46号及び第47号について、一括して採決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。その他で何かありませんか。

○小杉直委員 教育委員会に2件。

最初は、第一高校の男女共学の問題です。前委員会でもお願いしとったわけです

が、その後、自分なりに一部把握してみますと、県の教育委員会の後押しの効果もあったろうと思います。30数年ぶりに高校説明会に100名近くの男子生徒が第一高校に来たそうです。それは御承知でしょうけれども、校長も、あるいは同窓会の皆さんも、その他関係者の皆さんも、引き続き来年の受験に向けて頑張っておられるということですが、その方向性について、教育委員会としては、どういうふうに取り組もうと思っておられますか。

○瀬口高校教育課長 今回の第一高校の学校及び同窓会のPR活動等に関しましては、学校活性化の取り組みの一つとして非常に工夫され、努力されているということは、大変好ましいことであるというふうに思っております。ぜひとも学校活性化につなげていただきたいというふうに思っているところです。

これまでも、校長からいろいろな報告や相談等があっておりまして、例年1回ぐらいの説明会のところを、複数回、中学生対象とか、中学校の教師対象とか、保護者対象とか、いろいろな回数もふやしながら実施し、それからホームページの方にもQ&Aなんかを載せたりして、地域の方々にアピールする方策を考えておられますので、非常に私たちも注目しており期待しております。

また、男子の卒業生の方々の方もいろんなさまざまな分野で活躍されておりまして、その方々からお話を伺えば、男子の後輩の入学を大変楽しみにしておられるというようなことも聞いておりますし、今度また文化祭が今週末にある予定で、その文化祭においても、男女共学をテーマとした自作映画を上映するクラスが幾つかあられるというふうに聞いております。

このように、いろいろな活動等につきましても、教育委員会としましても大変期待して

いるところでございます。2年後に110周年を迎えるというようなことを聞いておりますが、新たな学校づくりの取り組みとしていただきまして、新しい風を吹き込んでいただきたいなというふうに思っているところがございます。

○小杉直委員 突然の質問だったんですけど、よう把握しとんなはるですな。総合的にあるいは他校とのバランスのあるでしょうから、第一高校だけとはいかぬでしょうけれども、今おっしゃった方向で、ひとつ陰に陽に各側面から応援してやってくださいね。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

2つ目、実は痛ましい事件があったらどうですかね。8月に、長洲町の教会で、熊本市内の中学2年生と申しますけれども、滝行というふうなもの除霊という形で、新聞によりますと100回ぐらい続けてきたということですが、警察に傷害致死罪の容疑で逮捕されるんですね。父親も、またその教会の住職という立場の方もですね。

これは中学生ですから、市の教育委員会が所管だろうと思っておりますけれども、熊本県教育委員会にも義務教育課がありますし、いろいろ、熊本市の教育委員会と平素から連携といいますか、密な打ち合わせをされておると思っています。

新聞によりますと、中学校1年生の2月中旬ごろから長期欠席というふうなことで、市の教育委員会の調査結果では、新聞記事では、学校側ではいじめや変わった様子の把握はなかったとか、してなかったとかいうふうに載っておりますが、いじめがあったといううわさも一部出ておりますので、それが真相かどうかわかりませんが、県の教育委員会の義務教育課としては、どのように把握し、熊本市教育委員会とのそういう問題の意見交換、今後の対応策、あるいは実態把握等々について、どういうふうにお考えかということ

をお尋ねします。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

今お尋ねの件でございますけれども、いじめ等があったという、そういう情報については聞いておりません。

今回の事件が起こりまして——実は、本県でも、平成20年に北海道の方で19歳で発見された子供さんというのが、家庭で監禁状態という状況がありまして、長期欠席といえますか、あるいは不登校の状態の子供さんあたりが県内にどれぐらいいるか把握をしたことがございます。

その段階では6件というところが出てきてまして、学校以外の関係機関あたりでは情報の把握ができていたところがございますけれども、今回の事件を受けまして、熊本市の教育委員会とも何回か情報交換をしながら、全県的にどのくらいこういう子供さんがおられるのか、今回の事件を受けまして調査をしようというところで今準備を進めております。

一応熊本市の方も、そういう方向で動いておられるということで、調査内容あたりのできるだけ共通する部分は共通性を図りながら調査をしたらということで、今打ち合わせをしているところでございます。

そういう部分と、長期欠席といえますか、不登校あたりにつきましては、本県の場合は、県下共通実践事項としまして、愛の1・2・3運動という格好いい名前なんですけれども、そういう取り組みをしております。

欠席1日目に学校から電話連絡を入れる、欠席2日目に家庭訪問をする、欠席3日目以降については、もう学校組織として対応していくというところで、その中に不登校の子供さんあたりがおられる場合には、校内に不登校の対策委員会といえますか、そういう委員会をつくりまして、関係機関といえますか、学校関係では、SSW、スクールソーシャル

ワーカーとかスクールカウンセラーあたりも配置しておりますので、そういう方々、専門的な立場から入っていただいて、意見をいただくとか、そういう取り組みもしておりますので、今回事件を受けましての状況調査あたりをした段階で、さらに、そういう取り組みあたりを効果的になされていくような指導あたりも含めてやっていきたいな、そういう思いであります。

○小杉直委員 実の父親が一緒についていたり勧めたりしたといういきさつもありますし、学校とか教育委員会の手の届かない部分が多々あったろうと思いますけれども、熊本でこういう悲惨な事故といいますか、事件があっておりますので、県の教育委員会も、市の教育委員会とよく連携、打ち合わせをされながら、こういうことが起きないように指導といいますか、見守りをさせていただきたいと。

特に、100回ものこういう滝行による除霊があったということですから、場合によっては周りも少しは気づいておったかなというふうな想像もできるわけですが、いずれにいたしましても、親が実際ついて行って勧めたいいきさつがあるということでございますので、学校の問題とか教育委員会の問題とかは別に問う気持ちはありませんけれども、隠れた何かいじめを含めたいろんな事情があったかもしれないので、今課長がおっしゃった方向で取り組みをよろしく願いしときます。

以上です。

○西聖一委員 警察と教育委員会、それぞれ1点聞きたいんですけども、高木委員と違いまして、私はしょっちゅう街へ夜出るのですけれども、よく最近気づくことがあって、客引きが本当減ったんですね。これはもう治安がよくなったなと思って、警察の努力を感じているんですけども、逆に無料相談所と

いうのをよく見るんですよ。私は入ったことがないからわからないんですけども、ふえてきていると。

先週は、博多にちょっと行ったら、中洲の目抜き通りにも大きなやつがどんとできていて、若い人たちがいっぱいいたわけですよ。わあと思いながら、だんだんそういうふうになってくるのかなと思って、その無料相談所は、本当にどんなものかよくわからないので、教えていただきたいのと、それに警察はどういうかかわり合いをしていくのか、規制ができるかできないのかというのもちよとお聞きしたいなと思って、お尋ねいたします。

○古川生活安全部長 無料相談所、案内所じゃなくて相談所……。

○西聖一委員 ああ、案内所、案内所、何かいかがわしく見えて……。

○古川生活安全部長 風俗店に対してですね、いろんなところを紹介する場所ですけども、直接的にその案内所を規制する法律等はありません。ただ、今言われたように、改正した迷惑行為等の防止条例で、そういういわゆる客引きとか勧誘行為とか、そういうものをすれば処罰の対象になるということで、対象には入れております。今のところ、それで検挙したというのはございませんけれども、今後とも、引き続き、いろんな面で不適正な事案とかあるいはいろんな苦情があれば指導をしてまいりたいと考えております。

○西聖一委員 恐らく法の目をかいくぐっているからできてると思うんですけども、やっぱりああいうのが目抜き通りにどんとできるようであれば、熊本の印象も悪くなると思うので、裏の方でしっかり目配りしていただければと思います。よろしく願いしま

す。

それと、2点目は、教育委員会の方ですけれども、先日印象派のオープン式があって美術館の方に参加させていただきました。すばらしい作品で素人の私でもやっぱり感動するところがあったんですけれども、その際、木本館長が、ぜひとも子供たちにも見てもらいたいと、本物を見てもらいたいというすばらしいあいさつがあったんですが、お金がかかるわけですね。いろいろ聞きましたら、子供さんたちも無料の回もあるけれども、今回はお金を取るということでしたけれども、できれば高校生以下は無料にできないかなという要望と、なぜそれを言うのかというのは、韓国に行くと、韓国の博物館は子供さんは全部ただなんです。そしたら親子連れがいつもいっぱいあって、子供たちの声が非常に響いているわけですね。それが本当に本物の教育かなという思いもありますので、その点について要望でありますけれども、何かありましたら、御回答あれば……。

○小田文化課長 今、西委員のお話でございます。例えば、具体例を挙げますと、今印象派の誕生展というのを美術館でやっております。これにつきましては、中学生以下は無料でございます。ただし、高校生、大学生、特に高校生800円、大人が一般1,300円ということでございますけれども、実はこれは県立美術館が単独で主催はしておりませず、熊日とRKK、この三者が共同でお金を出し合っています、そして実行委員会でやっております。

ですから、そういう意味で、なかなか赤字を出すということも難しゅうございますので、場合によっては子供からも料金を取るということになりますけれども、基本的には、教育委員会としては、県立美術館、高校生以下は無料でございますので、いろいろな今後の共催展や企画展におきましても、今、西委員がお話になったような、できるだけ高校生

以下は、子供たちは無料で行けるような形で実行委員会でも検討していきたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

○西聖一委員 ありがたく思います。やっぱり親から行くという人は余り少なくて、子供が行こうと言ってついていく親が多いので、できればそういうふうに相乗効果が出ると思いますし、中学生以下は無料ですけれども、美術関係、音楽関係はやっぱり高校生ぐらいが一番関心が高いんじゃないかなと思いますので、そこら辺までレベルを年齢を上げてもらえればありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

○松田三郎委員 教育委員会に2点、簡潔にお尋ねします。

まずは、体育保健課長になろうかと思いますが、先般の県民体育祭、御案内いただきまして、開会式を見ておりまして、非常に立派な開会式でございました。

資料を見ておりまして、ふと思ったのが、たしか66回目かなんかで、総合優勝の回数が、当然のことながら熊本市が60回を超えるぐらいの回数であった。ということは、政令市になるから急激に今まで以上にまた競技力が上がるとは思いませんけれども、もともと70万を超える1つの市と、郡で1町というのが、例えば今天草郡が苓北町1町ですし、八代郡が氷川町1町、下益城も1つの体協でしょうかね、美里と、数千の人口しかない町、これが同じ土俵で総合優勝はこっちですよというのは、なかなか競技する側とするとテンションも上がらないんじゃないかなと思って、最初から熊本市が優勝だろうというような感覚で参加する方が多いのかなというような感想を率直に持ちました。

だからといって、妙案があつて、少ないところには何かげたを履かせるというのは、ちょっとスポーツにはなじまないでしょうし、熊本市を区ごとに分割して体協を再編成させるとかというのちょっとなと思っておりますが、そういった何か不平不満が、一義的には県体協でしょうけれども、教育委員会の方には余り寄せられないものなのか。それと、今の現状もしようがないけれども、このままいこうと思つてらっしゃるのかという点について、ちょっと御回答いただければと思いません。

○城長体育保健課長 この御指摘については、昨年度も本委員会で御指摘がございまして、1年間かけて検討しておりますが、実際県民体育祭につきましても、体育協会と地元の開催地の実行委員会と県教育委員会の三者が主催ということで、確かに県体育協会の方がメインになっておりますけれども、協議をいたしまして、実は数年前から、ふるさと制度ということで、各地元の出身の場合には、そこに帰ってできるという枠を広げまして、若干効果が出ておまして、1位と2位の差が少しずつ——ことしも八代は2位でございましたけれども、昨年度もかなり緊迫した状況で、改善はされているんですが、これでもまだ今回の合併でなおさらまた熊本市の人口がふえたということで、熊本市の体育協会の方からも改善をしたいと。そういう何らかの方法で、ほかの地元の体育協会あるいは地区が勝てるように、そういう大会にしたいということもあつて、今案を練っている段階でございます。

まだここで申し上げられるような段階まで熊本市はいつておられないんですが、熊本市の体育協会みずからそういう提案を私たちにしておられますので、近々、参加の方法と、組織自体は、体育協会を分割することは非常に難しい点がございまして、参加の仕方と

して、例えば県大会に出場した者は数年間、1年か2年かは出られなくて、次のレベルの方が出るとか、これは例えばですけれども、あるいは区をローテーションで種目を回していくとか、そういう方法も考えられるというようなことで、具体例としては、今ただ一つの例としてですけれども、そういう形で、参加の方法を、少し熊本市の体育協会として考えられる方法で変更できる内容として大会を盛り上げていきたいということがありますので、それについては、県の体育協会としてもいい方法ではないかということで考えております。

○松田三郎委員 その件はわかりました。

次の点に移りたいと思つていますが、例の歯と口腔の健康づくり推進条例でしたか、御存じのように、議員提案でこの条例をつくりまして、その折に、教育委員会の方々には大変耳ざわりがよくない話かもしれませんが、県庁の中の健康福祉部が、非常に特にフッ化物洗口等々をやった方がいい、やった方がいい、効果があるんだ。片や教育委員会に聞くと、まあいいとは思いますが云々というのが、総論的な話で、それぞれ現場の養護教諭の先生方とも意見交換を数度にわたつていたしまして——いざ施行されて、まだ期間がそれほどないので十分なデータはないかもしれませんが、ちょっとお尋ねは、県内の小学校、中学校で早速取り組まれた学校の数とか割合というのが、当然しかるべき時期には、検証といひますか、把握していただきたいと思つていますが、今の段階でどうなのかというのを、わかっている範囲で教えていただきたい。

といひますのが、私が住んでおります町のうちの子供が通っている幼稚園には、早速歯科医師会の地元の役員が、今度こういう条例ができてこういうふうに親御さんと一緒にやろうと思つてというような講演を早速なされた。その講演の一部分で、小学校にこの話

をしたら全くうちあってももらえなかったという話を、その歯科医がなされたということを知ると、たまたまうちの町だけなのか、あるいは県下同じ状況なのか。

私が調査したわけではございませんが、冒頭申し上げましたように、我々がかねてちょっと抱いていた偏見に近いんじゃないか。幼稚園、保育園は非常に積極的に取り組んでいたけれど、ぶつと小学校以降切れてしまうというような状況が傾向としてあるんじゃないかというような感想をちょっと持ちましたので、今の時点でわかっている範囲で教えていただければと。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

現在実施している学校は5校でございますが、阿蘇市の波野小学校、波野中学校、玉東町の木葉小学校と、それから山北小学校、玉東中学校の5校でございますが、これは条例が制定される前からやっているところで、新たな追加はございません。

ただし、8月に健康福祉部の方から市町村に対して調査をされまして、その段階で検討中という町村が5つ出ておりますので、これは学校の——でございますが、条例の効果が出ているのだと思います。

そのうち、また別途でございますが、上天草市の方で2校、今津小学校と阿村小学校が実施をしたいという意向を持っておられて、市の方とこれから協議されて進んでいくんじゃないかと思っております。これは学校の方からということですので、非常にいい傾向ですので、こういうモデルを広めながら、これまで条例の出る前の学校のフッ化物洗口に対する考え方を徐々に私たちも努力しながら押し進めていきたいと思っております。

○松田三郎委員 その条例をつくるときにやっぱり議論になったことでありますが、何も

我々は強制するわけではなくて、本当に効果があると思われる学校は自主的にやっていただきたい、その支援をしますよというようなスタンスでありましたし、一斉にすべての小学校、中学校でやってくださいというつもりでもなくて、できる小学校、中学校は無理のない範囲でやってくださいというような非常にほんわかしたスタンスで説明をしてきたつもりでございます。

養護教諭の先生に聞くと、一部には薬物を学校に持ち込むというのは教育上よろしくないというような非常に原理主義的な考えの方もいらっしゃるんですが、中には聞いてなるほどだなと思うのは、もともと非常に多忙である、不登校とか発達障害等々の子供さんにかかわる時間に忙殺されて、なおかつ薬物の管理等々までというのは非常にきついんじゃないだろうかというような現場の窮状もお聞きしまして、だからこそ保護者会とかPTAとか、また協力をするスタイルでもできるんじゃないでしょうかというような提案をしておりますので、恐らくキーパーソンは、市町村においては首長さんと学校長と養護教諭、この三者で積極的に考えていただくのか否かというのが大きく変わってくるんじゃないかと思っておりますので、引き続き指導なり御支援をお願いしたいと思います。

最後に、ちょっと1点、要望だけです。

新聞等にも取り上げられております、教育長が、例の県立中学校で、育鵬社の教科書を副教材にと。自民党に対する議案説明会でも、いろいろ悩まれた、あるいは部会でも、悩んで悩んで悩んだ末に決められたというようなお悩みでありますとか、あるいは決めるに至ったポイントというものを、非常に説得力を持って説明をしていただきました。

なかなか地元紙は、ちょっとうがった、あるいはあら探しのよう記事が見受けられたのは残念ではございますが、我々も精いっぱい教育長の選択を支えていこうと思っております。

ますので、今後、来年度以降、こういった使用法をするのかについては、教育長の思いというものがしっかり反映されたような、マニュアルといいますか、指導法といいますか、そういったものをつくっていただきたいというのが要望でございます。

ついでには、新聞等を見ますと、熊本市の教育長、あるいはそれを擁護し、市長も、現場の先生が教科書が2冊あれば混乱するんじゃないかというような話をなさって、これは全く的外れだと思います。子供からすると、逆に教科書が2冊あってぜいたくなんじゃないだろうか。子供もどっちだろうかと混乱することは、まず余りないような、机上の空論、ためにする反対じゃないだろうかというような感想を持っております。

現場の先生は、ボリューム的に大変かもしれませんが、現場の先生の力量次第というところもあろうかと思っておりますので、自信を持って、教育長が申しあげましたように決められたわけでございますから、これがよかったと言われるような使用方法をこれからも引き続き考えていただきたいという点を要望させていただきます。

以上です。

○重村栄委員長 要望でよろしいですか。

○松田三郎委員 はい。（「引き続き頑張れ」と呼ぶ者あり）

○氷室雄一郎委員 自転車のマナーが非常に悪くて、非常に警察もお困りだと思うんですが、その上に、また今流行といいますか、ブレーキのない自転車等の問題があって、若い世代、また特に現代的な方々は、いろんな先端を走らぬと頭がうずくという方もたくさんおられます、この問題は全国的にこれからふえるという予想がございますけれども、これは特別なペナルティーみたいなものはない

わけですかね。普通のやっぱり自転車として扱って対応されるのか。

また、これから潜在的に、高校生とか何かとつぴな行動に出なければ頭がうずくという若い人たちがたくさん多うございますので、県としても、これから全国的にふえる傾向もありますので、何かその辺の悪い芽は早いうちに摘まなければ、暴走族とは全然違いますが、非常に難しい頭の痛い自転車のマナーと並行して、またそれにこういう問題も出てきましたので、ちょっとその辺のお考えなり、また、潜在的に県内にもたくさんそういう事例があるのかどうか。これからだと思っておりますが……。

○中野交通部長 委員御質問はピストバイクといわれるものについてということだろうと思っております。ピストバイクといいますのは、ブレーキを両輪装備していない、あるいは片方を装備していない、そういったもので、トラック用に競技用としての自転車としてつくってあるものでありまして、公道において使用することはできないということになります。

したがって、道路交通法違反ということで、現在全国において取り締まりをやっているという状況でございます。本県におきましても、9月中に2件、このピストバイクの使用で検挙をいたしまして、交通切符を切っております。

全国的にこの数字を見ましても、警視庁におきまして約600件以上、大阪では12件、福岡では2件ということで、全国的にこの検挙、取り締まりを行っておるところであります。

本県におきましても、同じように取り締まりを実施していきたいというふうに考えております。

また、自転車の利用について、マナーが悪いという点もお話ございました。

本県におきましても、平成20年から、県民に対する広報とあわせて取り締まりを実施いたしております。自転車に対する取り締まりのことしの状況をお話いたしますと、8月末現在で87件の指導をいたしております。

内訳を見ますと、無灯火、それから通行禁止違反が非常に多くて、無灯火では38件、通行禁止違反では37件、そのほか、信号無視でありますとか、携帯電話を使用しながら自転車に乗っていると、こういう状況もございます。

県下全体の交通事故の発生状況の中で、自転車が当事者となる事故というのも、全体で見ても13%程度ございますので、この自転車の安全な走行についても、今後とも教育委員会とも連携をしながら、学校現場の学校の先生方にも御指導をいただきながら、警察の取り締まりとあわせてやっていきたいと考えております。

○氷室雄一郎委員 公道を走れないということで切符を切って、あと指導して、そのままなんですかね。もうそれ以上のことはできないということですか。

○中野交通部長 このピストバイク自体は、県下の自転車販売店で販売をしているものでございます。最初は、ブレーキは装着した状態で販売してあるんですけども、マニアといいますか、そういうのになれた人たちが自分で取り外して、それを公道上で乗っているという状況ですので、業者をお願いをして、そういうものを販売しないということもありますけれども、業者の時点ではブレーキはついておるといことでありますので、広報を含めて、違反ですよということを県民に知らしめると。違反者については、検察庁の方に交通切符で処理しておりますので、違反者に対する指導は——とあわせて指導をしていくということになります。

○氷室雄一郎委員 いやいや、それはもうわかるんですけども、じゃあお金を払ったら、また乗っても、また捕まるまで乗っていいわけですか。車の免許証の場合とちょっと違いますたいね。お金だけ払えば、またどんどん乗っても、また捕まらんならよかということですか。

○中野交通部長 現場においては、乗らないように指導をするということ……。

○氷室雄一郎委員 しっかり指導を守っていただかんといかぬわけですよ。守られればいいんですけども、なかなか難しい問題もあると思いますけれども……。

○重村栄委員長 今回のピスト自転車に関連してですけども、私は県道31号をよく利用するんですけども、あれ競輪の選手かな。トレーニングなのか、よく10人ぐらえばあっと走っているんですけども、あれはピスト自転車ですか。

○中野交通部長 そこを走っておる当該人物がどうだったかというのは、今まで検挙したという報告は受けておりませんので、わかりませんわけですけども、恐らく公道上で運転することはできないということは、プロの競輪選手であれば周知しておられると思いますので、そういう車両じゃないんじゃないかとは思われますけれども。

○重村栄委員長 結構頻繁に見受けるんですよ。

○中野交通部長 そうですね。訓練はやっておりますよ。

○重村栄委員長 ただ、そのピスト自転車と

いう意識がなかったから、今までよく見たことがなかったんですけども、今度通ったら見てみようとは思いますが。どうなのかなと、今話を聞きながら、しょっちゅう見かけるからなと思って。でも、わざわざ違う自転車を買って練習されるのかなと、逆の意識がちょっと今起きているんですけども……。

○木庭交通企画課長 交通企画課長でございます。

ただいまの競輪選手の練習ですけども、確認したわけではありませんけれども、聞きますと、ブレーキを取りつけて公道では練習していると。すべて公道上の——実際確認したわけではありませんけれども、そういうふうに我々は聞いております。

○重村栄委員長 はい、わかりました。ありがとうございました。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございます。以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時53分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長